

第2次宇部市空家等対策計画

<令和3年度～7年度>

宇部市

令和3年4月

目 次

序章	空家等対策計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	市における空家等に関連する取組みの経緯	1
第1章	空家等対策計画の基本事項	2
1	計画の目的	2
2	計画の位置付け	2
3	対象とする空き家等の種類	2
4	計画期間	3
5	SDGsとの関係	3
第2章	市の現状及び空家等の実態	4
1	位置、人口、面積	4
2	人口の推移	5
3	全国及び宇部市の空き家の状況	5
4	これまでの取組	10
5	現状と課題のまとめ	11
第3章	空家等対策の基本事項	13
1	対象とする区域	13
2	基本目標	13
3	基本方針	13
4	空家等の対策	15
	対策の方向性<現状、問題点、課題>	15
第4章	空家等対策の施策（施策計画）	16
1	情報収集	16
2	発生抑制	18
3	適切な管理・流通	22
4	利活用	23
5	管理不全な空家等の対策	23
6	空家等対策の施策まとめ及び行動計画	27

第5章 実施体制	28
1 実施体制	28
2 関係部署・機関	28
第6章 その他	31
1 空家等対策計画の成果指標	31
2 計画の検証と見直し	31
資料編	33

※本計画における用語

本計画において、「空家」と「空き家」の表記がありますが、以下の基準に基づいて記載しました。

- ・「空家」・・・法律用語等で定められているもの
例) 空家等対策の推進に関する特別措置法、特定空家等、空家等対策計画、空家等対策協議会など
- ・「空き家」・・・その他記載

序章 空家等対策計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化などにより、居住その他の使用がされていない空き家等が年々増加しています。このなかには、適正に管理されず、放置され、周辺の住環境に悪影響を及ぼすものも生じてきています。

適正に管理が行われていない空き家については、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。

このため、生命、身体又は財産の保護、生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進するため、平成 27 年 5 月 26 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。）が完全施行されました。空家法においては、空き家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が、空き家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空き家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村が、地域の実情に応じた空き家等に関する対策の実施主体として位置付けられています。

2 市における空家等に関する取組みの経緯

本市においては、国の動きに先行し、平成 24 年 10 月から「宇部市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、空き家等の問題に取り組んできました。

そして、この新たな空家法の規定を補完するため、「宇部市空家等対策の推進に関する条例」（平成 27 年条例第 45 号。以下「空家条例」という。）として、平成 27 年 12 月に全面改正し、平成 28 年 1 月 1 日から施行しました。

これらの経緯を踏まえ、空家法及び空家条例に基づき、平成 28 年 11 月に「宇部市空家等対策計画」を策定し、各種施策を展開してきました。今後も、空き家等の増加とともに空き家問題の深刻化が見込まれる中、総合的な空き家等対策をより一層推進するため、計画の改定を行います。

第1章 空家等対策計画の基本事項

1 計画の目的

市民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全にかつ、安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、空き家等の活用を促進することにより、まちづくりの活性化を図ることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、空家法第6条に規定する空家等対策計画として、宇部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）での協議を踏まえ策定しました。

本計画は、行政内部の関係部署だけでなく、地域住民や大学、法務、建築、不動産等の関係団体が連携協働して取り組む総合的な空き家等対策の方向性を提示するものです。

また、「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「宇部市にぎわいエコまち計画」等の関連計画と整合性を図り、計画を推進していきます。

3 対象とする空き家等の種類

空き家等は、空家法第2条第1項に次のように規定されています。

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

空き家の中でも、長屋建・共同住宅・その他の空き家については、「賃貸用の住宅」や「売却用の住宅」が多くを占めており、これらの空き家は市場での流通等がなされている可能性が高いものと考えられます。一方で、一戸建の空き家については、賃貸用や売却用等にも該当しない「その他の住宅」の空き家が多くを占めているのが現状です。

したがって、本計画の対象とする空き家等の種類は、空家法第2条第1項に規定する「空家等」のうち、一戸建ての空き家を対象とします。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



なお、本計画は、継続して適正な進行管理を行うとともに、各種施策の実施による効果や社会状況の変化等により、計画内容について必要に応じ適宜見直しを行うものとします。

		H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
総務省 住宅・土地 統計調査	実施	○					○		
	公表		○					○	
空き家実態調査				○					○
宇部市空家等 対策計画					←—————→				

図(1-1) 計画期間

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

本計画は、SDGsを構成する17の目標のうち、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の2つの目標について関連性が深いため、計画を推進することによりこれらの目標を達成し、持続可能な社会の実現に寄与します。

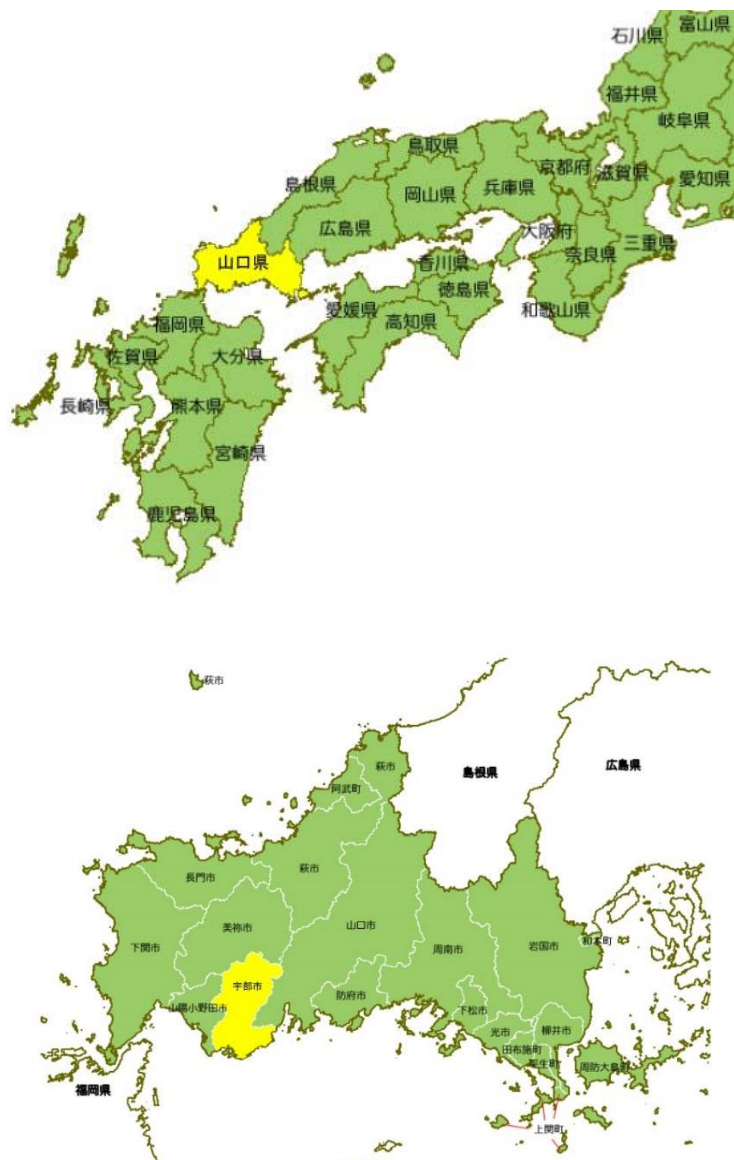
	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする
	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 市の現状及び空家等の実態

1 位置・人口・面積

宇部市は、本州西端の山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

人口は、平成16年に楠町と合併し163,544人（男：78,113人／女：85,431人）（令和2年4月1日現在）で、面積は約287km²となっています。



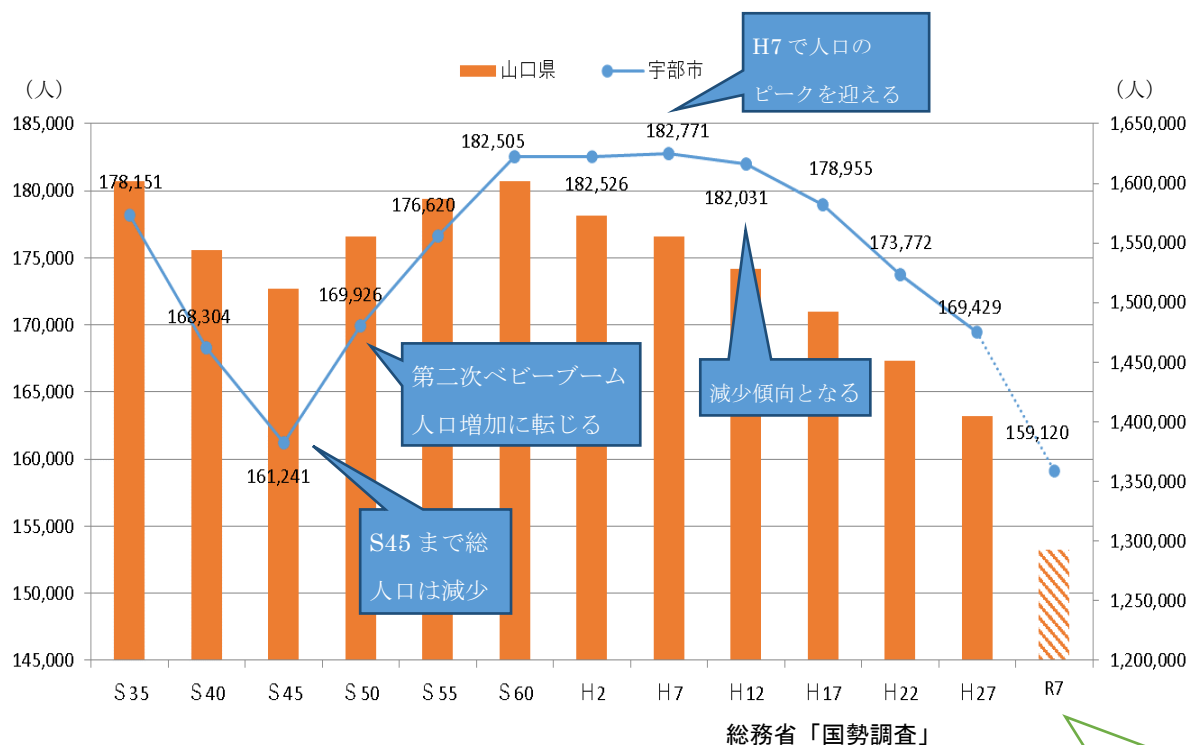
図(2-1) 位置図

「国土交通省地価公示・都道府県地価調査」(国土交通省)を加工して作成

2 人口の推移

宇部市の人口は、高度経済成長期である、昭和 35 年から昭和 45 年にかけて減少しましたが、昭和 45 年以降の第二次ベビーブームの到来などにより、人口は増加に転じ、以降、平成 7 年でピークを迎えました。

昭和 60 年から平成 7 年にかけては、おおむね横ばいで推移していましたが、平成 7 年以降に減少傾向となりました。平成 16 年に楠町と合併したものの、人口減少に歯止めがかからず、今後も減少することが予測されています。



図(2-2) 宇部市総人口の推移

宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略から推計人口を表示

3 全国及び宇部市の空き家の状況

(1) 総務省住宅・土地統計調査の概要

総務省住宅・土地統計調査（以下「住宅・土地統計調査」という。）とは、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするため、5年ごとに国が行う調査です。

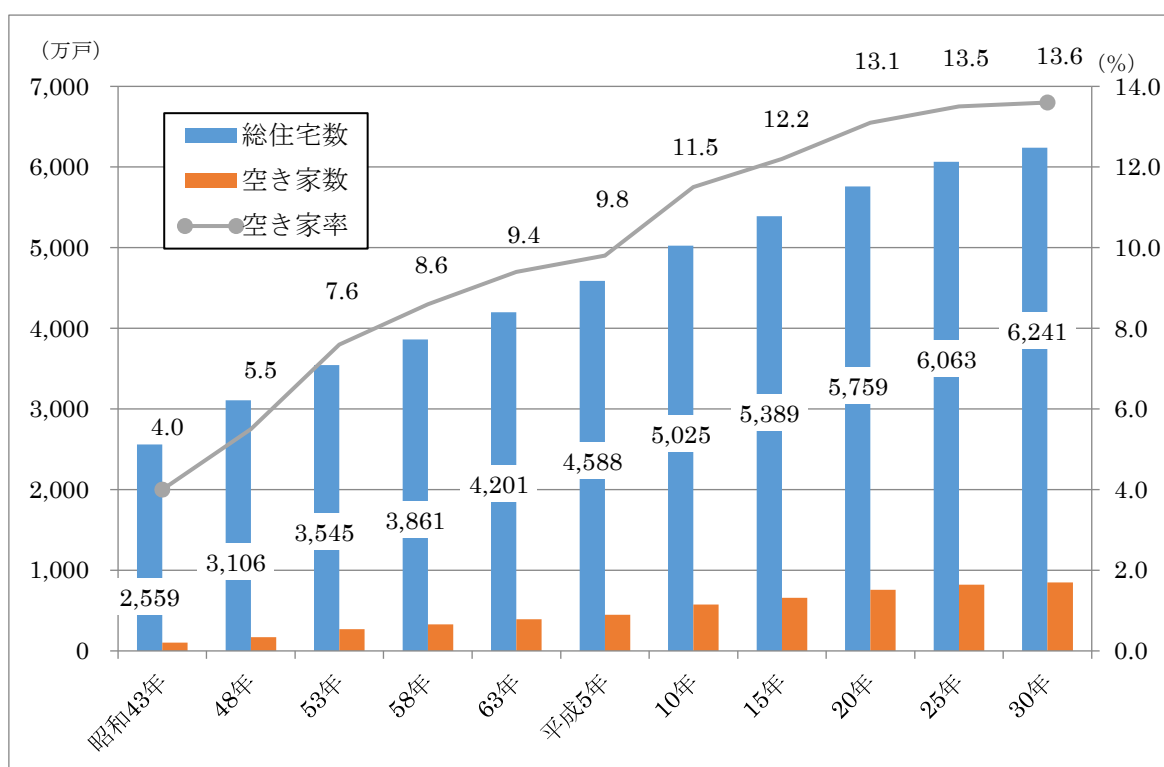
この調査は抽出調査であり、結果の数値は推計値です。

この調査における「空き家」には、マンション等の集合（共同）住宅の「空き室」が1戸と数えられています。〔空家法の規定する「空家等」は、集合（共同）

住宅の全ての住戸が空き家となった場合に「空家等」とみなすため、住宅・土地統計調査における「空き家」とは定義が異なります。]

(ア) 全国の状況

住宅・土地統計調査によると、平成 30 年調査による全国の総住宅数は 6,241 万戸と、5 年前に比べ、178 万戸 (2.9%) 増加し、空き家数は 849 万戸と、5 年前に比べ、29 万戸 (3.5%) 増加、空き家率 (総住宅数に占める割合) は、13.6%と 0.1 ポイント上昇し、過去最高となっています。



図(2-3) 総住宅数、空き家数及び空き家率の推移

— 全国(昭和43年～平成30年) —

出典 住宅・土地統計調査結果の概要

(イ) 宇部市の状況

平成 30 年住宅・土地統計調査による宇部市の住宅総数は 85,410 戸で、5 年前に比べ、490 戸減少し、空き家数 (共同住宅等の賃貸及び売却用の空き家を含む) は 14,030 戸と 5 年前に比べ、570 戸減少しており、空き家率は 0.6 ポイント下

降しています。また、平成 30 年時点の空き家率は 16.4%で、山口県より低いものの、全国より高い割合となっています。

表(2-1) 住宅・土地統計調査による宇部市の状況

	空き家率 (空き家数)	
	平成 25 年	平成 30 年
宇部市	17.0% (14,600 戸)	16.4% (14,030 戸)
山口県	15.6% (114,400 戸)	17.6% (126,800 戸)
全国	13.5% (8,195,600 戸)	13.6% (8,489,000 戸)

表(2-2) 住宅・土地統計調査による宇部市の空き家の種類別の状況

[単位：戸]

空家の種類	空き家総数		一戸建て		長屋建・共同住宅・その他	
	平成 25 年	平成 30 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 25 年	平成 30 年
二次的住宅	1,060	200	750	100	310	100
賃貸用の住宅	7,160	7,500	390	280	6,760	7,220
売却用の住宅	1,210	330	260	260	950	80
その他の住宅	5,180	5,990	4,110	4,820	1,070	1,180
計	14,600	14,030	5,510	5,460	9,090	8,570

(注) 調査結果は標本調査に基づく推計であり、1位の桁は四捨五入されている。

空き家総数は減少している中、一戸建て空き家のうち、二次的住宅、賃貸用の住宅及び売却用の住宅を除いた「その他の住宅」は、平成 25 年と比較して 17.3%増加しており、平成 30 年では一戸建て空き家全体の 88%を占めています。「その他の住宅」は、そのまま放置すると特定空家等になるおそれがあるため、利活用の促進や適正な管理に向けた周知・啓発が必要です。

表(2-3) 住宅・土地統計調査による宇部市の高齢者単身世帯数等の状況

[単位：世帯]

	高齢者世帯単身世帯数		持ち家世帯数	
	平成 25 年	平成 30 年	平成 25 年	平成 30 年
宇部市	10,320	10,990	7,150	7,270
全 国	5,517,400	6,380,300	3,621,800	4,224,900

平成 30 年の 65 歳以上の高齢者単身世帯は、10,990 世帯（持ち家率は 66.2%）で、平成 25 年と比較すると 670 世帯増えており、高齢者単身世帯への空き家発生未然防止の取り組みが重要となっています。

(2) 空き家実態調査の結果

宇部市が令和 2 年に行った上水道の一戸建住宅長期〔1 年以上〕休止栓データに基づく空き家実態調査による一戸建の空き家の状況は下表のとおりです。

表(2-4) 上水道の一戸建住宅長期〔1 年以上〕休止栓データ

地域名	件 数		地域名	件 数	
	平成 25 年	平成 30 年		平成 25 年	平成 30 年
東岐波・ 西岐波地区	814	771	市内東部 (真締川以東) ※1)	2,772	3,532
市内西部 (真締川以西) ※2)	1,172	1,334	厚南地区 ※3)	882	1,051
北部地区 ※4)	383	433	合 計	6,023	7,121

※1)：恩田、岬、見初、神原、琴芝、上宇部、常盤、川上の 8 校区

※2)：新川、鶴の島、藤山、小羽山の 4 校区

※3)：厚南、原、西宇部、黒石の 4 校区

※4)：小野、厚東、二俣瀬、船木、万倉、吉部の 6 校区

本調査の目的は、宇部市全域の一戸建の空き家の分布状況及び件数、外観上の状態を把握するものです。

居住の有無は調査員が外観を調査し、主に次の基準により判断したもので、その結果は下表（２－５）のとおりです。

- ・郵便受けにチラシやDMが大量に溜まっている
- ・窓ガラスが割れたまま、カーテンがない、家具がない等
- ・門から玄関まで雑草が繁茂していて、出入りしている様子がない
- ・売り・貸し物件の表示がある
- ・電気等のメータが動いていない、取り外されている
- ・プロパンガスのボンベが取り外されている など

表（２－５） 宇部市空き家実態調査による一戸建空き家数（単位：戸）

地 域 名	平成 28 年	令和 2 年	増減数	伸び率
東岐波・西岐波地区	235	273	38	1.16
市内東部（真締川以東）	968	1,293	325	1.34
市内西部（真締川以西）	408	493	85	1.21
厚南地区	281	373	92	1.33
北部地区	183	156	△27	0.85
合 計	2,075	2,588	513	1.25

一戸建て空き家は、宇部市全域に分布しています。また、北部地域を除き、一戸建て空き家数は増加しており、なかでも、市内東部（真締川以東）と厚南地区の伸び率が大きくなっています。

4 これまでの取組

(1) 空き家等に関する対応状況

宇部市に寄せられた相談や苦情を基に対応を行った空き家等の件数は、平成 24 年度から令和元年度までの 5 年間で延べ 454 件となっており、このうち家屋の除却や草木の伐採など改善が見られたものは 134 件となっています。

空き家等に関する苦情・相談及び改善件数の推移 (単位：件)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	計
苦情・相談件数	87	77	87	83	120	454
うち改善件数	32	21	24	21	36	134

(2) 特定空家等の対応状況

平成 28 年度に特定空家等に認定した 8 棟の対応状況は、次のとおりです。

内 容	実施年度	実施数
略式代執行により解体	平成 28～30 年度	5 棟
行政代執行により解体	令和元年度	2 棟
仮囲いにより危険状態を改善	平成 30 年度	1 棟

(3) 施策事業の取組状況

	(単位：件)					
施策事業名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	備 考
お試し居住		13	14	16	16	計59
宇部市UIターン奨励助成金		35	91	78	66	計270
住宅情報バンク (登録件数)	9	189	34	72	50	計354
住宅情報バンク (マッチング件数)	5	71	17	31	49	計173
空き家であなたの夢実現プロジェクト (令和元年共創のまちづくり推進事業助成金に事業変更)		1	1	1		計3
共創のまちづくり推進事業助成金					0	
住宅情報バンク中山間地域登録推進補助金		8	1	4		H30で廃止
空き家家財撤去費の助成	1					H27で廃止
中山間地域移住者用住宅改修費の助成	4	7				H28で廃止
中央町地区の空き物件の改修費、家賃の一部補助	3	1	3	2	5	計14
中心市街地空き店舗改修費補助	5	2	3	2	-	計12
うべ空き店舗ナビ (保守管理業務のみ)	-	-	-	-		H30で廃止

- ・ お試し居住の運営やU I J ターン奨励金交付、また、中山間地域については、住宅改修費の補助や住宅情報バンクへの登録促進を目的とした奨励金交付を行うことで、移住定住者の促進につなげました。
- ・ 住宅情報バンクについては、平成 27 年度から令和元年度末までに 354 件の空き家が登録され、うち 173 件が利活用されました。
- ・ 中央町地区の中心市街地では、空き物件の改修費の一部を補助することで、飲食店、美容室など 14 件のリノベーションにつなげました。
- ・ 地域交流の活性化や地域コミュニティの再生などを目的とした空き家の改修費の一部を補助し、これまで地域交流施設など 3 件のプロジェクトが実現しました。
- ・ 本市では、地域の活性化や移住定住の受け皿という 2 つの視点で空き家の利活用を促進しており、一定の成果を上げているため、今後も継続実施していく必要があります。
- ・ 利活用が困難な老朽空き家については、解体促進と跡地の活用につながる施策が必要となっています。
- ・ その他、空き家の適正管理や発生抑制を図るため、空き家セミナーや出前講座、固定資産税納税通知書送付時のお知らせ文同封などを行っていますが、今後も引き続き、取組を強化していく必要があります。

5 現状と課題のまとめ

(1) 空き家の情報収集とデータベース化

空き家に関する総合相談窓口（空き家 1 1 0 番）を都市政策部住宅政策課及び各地区のふれあいセンターに設置し、空き家の情報収集や対応をしていますが、相談件数は増加傾向にあります。また、空き家の利活用や発生抑制などを担当している関係部署と連携して空き家対策に取り組むため、空き家に関する情報のデータベース化を進め、情報を共有していく必要があります。

(2) 空き家の発生抑制

令和 2 年の空き家実態調査によると、一戸建て空き家の件数は 2,588 戸で、前回調査時（平成 28 年）よりも 513 戸増加しています。また、住宅・土地統計調査によると、高齢者単身世帯も 5 年間（平成 25 年と 30 年の比較）で 670 世帯増加しており、今後も増加が見込まれることから、新たな空き家等の発生を抑制する取組が必要です。

(3) 空き家の適正管理

管理不全な空き家等に対する苦情や相談は年々増加してきています。所有者等や相続人が遠方に居住しているため、空き家等の状況把握や維持管理が難しかったり、所有者等の高齢化が進み、特に単身者世帯では、施設入所、死亡時の相続放棄などにより所有者等が不在となるケースや、相続登記がされておらず、所有者が不明であることにより、空き家等が適切に管理されず放置されるケースが見受けられます。

こうしたことから、所有者等に対する空き家等の適切な管理に関する情報提供や管理意識の醸成、住環境への悪影響を解消するための対策が必要です。

(4) 空き家の利活用

平成 30 年の住宅・土地統計調査によると、二次的住宅及び賃貸・売却用の住宅を除いた「その他の住宅」は一戸建て空き家の 88%を占めています。これらの住宅は、そのまま放置すれば特定空家等となるおそれがあります。

こうしたことから、使用目的のない空き家については有効活用や流通を促進するなどの対策が必要です。

第3章 空家等対策の基本事項

1 対象とする区域

令和2年に実施した空き家実態調査の結果、宇部市全域に空き家が分布していることから、宇部市全域を空き家等に関する対策の対象とする地区とします。

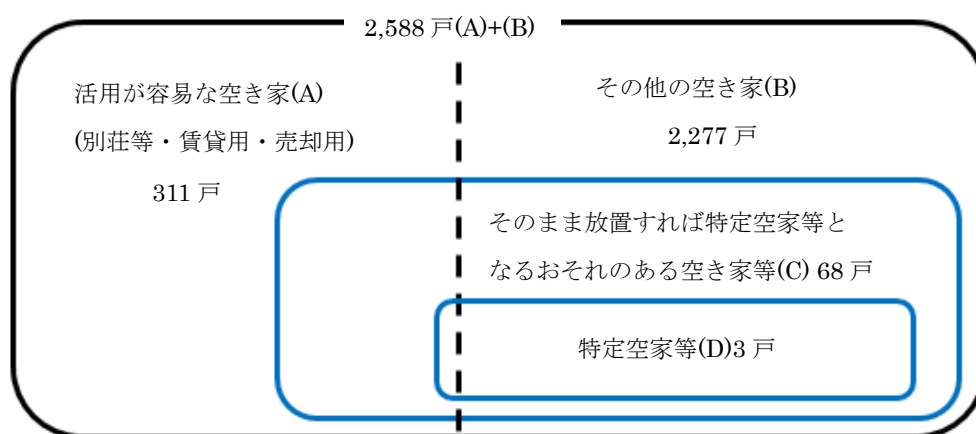
2 基本目標

市民が安心・安全に暮らすことができる快適な生活環境の形成を目指します。

3 基本方針

第2章図(2-2)のとおり、本市の人口は今後も減少することが予測されていることから、空き家が増加することが想定されますが、空き家の管理等の状況は様々なため、画一的な対策を行うことは望ましくありません。

空き家は、住宅・土地統計調査の類型によると、二次的住宅(別荘その他)、賃貸用の住宅及び売却用の住宅(以下これらを「活用が容易な空き家」という。)及びその他の空き家に分けられ、活用方法や空き家の管理の状況により、下図(3-1)のように区分されると考えられます。



図(3-1) 空き家の区分

(1) 発生抑制

上図Aの空き家は、所有者等や宅地建物取引業者等が管理している場合が多く、また居住等により建築物が活用される状態に移行しやすく、空き家の所有者等が自らの責任によりの確に対応している状態です。

(2) 利活用促進

前頁図（3－1）Bの空き家は、所有者等が管理を実施していない場合があり、そのまま放置すれば特定空家等となるおそれのある空き家等（同図C）や特定空家等（同図D）に移行しやすいため、空き家の所有者等に適正な管理や利活用など対応を促す必要がある状態といえます。また、相続手続きが行われていないこともあります。

(3) 自主的改善の促進

前頁図CやDの空き家等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしているため、第一義的には所有者等が自ら空き家の状態に応じ、修繕や除去等によりの確に対応する必要がありますが、管理責任を全うしない場合においては、所有者等に対して指導等の必要な措置を行い、改善を促します。

(4) 特定空家等への適切な対応

改善がなされず、周辺的生活環境に悪影響の度合い及び危険度等の切迫性が高い場合は、必要に応じて市が代執行を行う等、空き家の状態に応じた対応が必要です。

4 空家等の対策

現状と課題のまとめから、対策の方向性を以下のとおり整理しました。

対策の方向性<現状、問題点、課題>

方向性	情報収集	発生抑制	適切な管理・流通	利活用	管理不全な空家等の対策
現状	・苦情・相談件数の増により情報量が増加	・高齢者の持ち家率が高い	・適切に管理されている空き家は市場で流通している	・様々な助成制度を設けている	・苦情件数に対する改善率は約3割
問題点	・空き家に関する情報の整理が十分ではない	・高齢化により今後も空家の増加が予想される	・空家は早期に流通させないと活用が困難となる。	・利活用に関する支援策の周知が十分ではない	・所有者の管理者意識 ・所有者不明や相続放棄 ・管理に要する費用負担が経済的に困難 ・接道がない等の理由で解体が困難
課題	・データベースの整備 ・関係部署による情報共有	・高齢者に向けた情報提供 ・市内の福祉部門、関連事業者等と連携した啓発	・内容に応じた専門家等による対応が必要	・所有者等に向けた積極的な情報発信 ・所有者と地域団体等のニーズのマッチング	・所有者による自主的な改善の促進 ・特定空家等の所有者に対する適切な措置

第4章 空家等対策の施策

1 情報収集

(1) 基本的な考え方

空き家に関する実態調査、個別調査、立入調査の結果や空き家等に関する情報を収集・整理するとともに、空き家等に関するデータベースを整備します。

(2) 施策の展開

(ア) 調査の種類及び概要

空家等対策計画における空き家等の調査を実施し、情報を収集します。

調査名	概要
① 実態調査	市内全域の空き家を対象とし、その所在地を調査し、空き家等対策の基礎資料とする。
② 個別調査	空家条例第4条第2項に基づく情報提供のあった空き家等を対象とし、空家法第9条第1項に定めるその所在地・外観・所有者等の調査を行う。
③ 立入調査	空家法第9条第2項に定める調査を行い、特定空き家等であるか否かの判定をするため及び特定空き家等に対する措置の内容を検討するための資料とする。

① 実態調査

目的	空家等対策の基礎資料
調査実施者	市職員又は調査業務受託者
実施対象空き家等	市内全域
実施期間	概ね5年ごと又は適宜に実施予定
調査方法	敷地外からの外観調査
調査内容	空き家等の所在地等
その他	住宅・土地統計調査の実施年（5年ごと：前は平成30年に実施し、令和元年に結果公表）を踏まえ、計画見直しに応じて実施する。

② 個別調査

目的	空家法及び空家条例の施行
調査実施者	市職員
実施対象空き家等	空家条例第4条第2項に基づき市に情報提供のあった空き家等
実施期間	随時
調査方法	空家法第9条第1項による調査及び同法第10条第1項及び第3項による所有者等に関する情報の利用
調査内容	空き家等の所在地・外観の状態・所有者等

③ 立入調査

目的	特定空家等であるか否かの判断・措置の内容
調査実施者	市職員
実施対象空き家等	実態調査及び個別調査実施分の空き家等のうち特定空家等（認められる可能性のあるものを含む）
実施期間	随時
調査方法	空家法第9条第2項による立入調査
調査内容	特定空家等判断基準に基づく立入調査

（イ）空き家等に関するデータベースの整備

5年に1度実施する実態調査の結果や空家法第14条の措置又は空家条例第5条の助言指導の実施状況のほか、住民からの情報や関係部署が把握している情報を収集・整理し、データベース化を実現します。

2 発生抑制

(1) 基本的な考え方

空家法第3条において、「空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているように、空き家等の適切な管理は、第一義的には所有者等の責任において行われるべきものです。

そこで、所有者等による空き家等の適切な管理を促進するため、様々な機会をとらえて広く情報提供を行います。

また、空き家等の利活用についての相談等、所有者等からの様々な分野の相談に対応できる体制を整備します。

(2) 施策の展開

(ア) 空き家等の予防対策の促進

新たな空き家等の発生を抑制するため、現在住んでいる住宅や将来、相続等で所有することになる住宅が空き家等にならないよう、セミナー・相談会の開催や情報提供、住宅の長寿命化に向けた支援を行います。

- ① 地域や専門家団体等と連携した高齢者世帯への住宅の終活についての啓発 新
- ② 空き家の発生を未然に防ぐため、終活サポートの機会を活用した情報収集や出前講座の実施
- ③ 自治会、民生委員、ケアマネジャーと連携し、高齢者等が施設入所し空き家が発生した場合の市への情報提供及び空き家の庭木などの伐採等に係る承諾 新
- ④ 住宅の長寿命化に向けた支援
 - ・住宅の改修・維持等に関する情報提供や相談、セミナーの実施
 - ・耐震化に対する支援の実施 新
- ⑤ 関係団体等と連携した空き家セミナー・相談会の実施 拡
 - ・関係団体等とタイアップし、相続や成年後見人制度、民事信託等に関する情報提供や相談、セミナーの実施を拡充
- ⑥ 民間事業者と連携した空き家等管理の推進 新
 - ・民間事業者との連携により、空き家等の見守りや管理を推進
- ⑦ 相続登記の推進 新
 - ・所有者の死後、管理者や所有者が不明確になることが管理不全な空き家発生の要

因のひとつになっているため、相続発生時に速やかに名義変更をするよう、働きかけを行う。

⑧ 空家等所有者のニーズ調査 新

- ・空家等の所有者に利活用等に関するニーズ調査を行い、関係団体等とのマッチングにつなげる。

(イ) 普及啓発

① リーフレットや冊子を活用した意識啓発

空き家の所有者等である方への普及啓発として、「パンフレット」等により周知を図ります。

② 固定資産税等の納税通知書の送付に併せた空き家等関連情報の発信

固定資産税等の納税通知書に「お知らせ」文を同封し周知を図ります。

③ 相続における税控除や住宅耐震化に係る支援制度の情報発信

空き家等を相続した後に譲渡した場合の空き家等の発生を抑制するための特例措置や市の住宅耐震改修・リフォーム工事助成制度等を周知し、空き家となる前の段階での活用を促進します。

留守宅になったらやっておくこと

長期入院や海外赴任、相続などで家が空き家になったら、持ち主や家族は、適正な管理を行います。緊急の場合に備えて、隣近所や近くに住民と連絡先を伝えておくことが必要です。ボイラーや太陽熱温水器、浄化槽などがある場合は、業者に相談しましょう。

自分でできる管理の方法

建物の急激な老朽化を防止するためには、建物に定期的に風を通し、雨漏りなどの建物の傷みを早期発見できると補修していくことが大切です。

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気 (60分程度)	すべての窓・収納扉 (押入れ・クローゼット) の開放 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水 (3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す (防臭、防虫のため)	
	清掃	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	ポスト、玄関への郵便物・配布物の整理	ご近所迷惑にならないように念入りに行いましょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの掃除	
	草取り 庭木の剪定	草取り、成長している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風、地震のおとほ必ず点検を行います
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがなくチェック	

○点検の際は、見開きのチェックリストをご活用ください
○鍵をかけられないようにしましょう

遠方に住んでいる場合など、ご自分では管理や点検ができない場合は、親戚や管理サービスの業者に管理を依頼するなどして、適正な管理を行います。

空き家についての情報を知りたいときは

空き家情報サイト

空き家の適正な管理の方法や関連情報、市や町の空き家バンクサイトへのリンクなどの情報を掲載しています。

山口県住宅課

TEL:083-933-3883 (山口県住宅課 空き家)

空き家相談窓口

空き家の所有者の、適正な管理などのアドバイスを行っています。

きらめき住まいづくりセンター

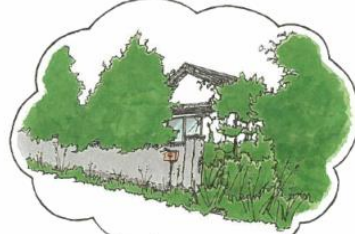
TEL:083-932-6800 (きらめき住まい)

空き家のお手入れ やっちょる～?

大切にしていますか？ 家族の住んでいた家

放っておくと危険になるかも…

大切にしていた家も使われなくなれば、途端に痛みが早くなります。手入れをしないで痛みが進んでいくと、屋根や壁が崩れたり、建物全体が腐み、倒壊していきかねません。



周りに迷惑かけるかも…

台風や地震などが起こると、人が住んでいる家でも思わぬ被害を受けたり、近所に被害を与えたりすることがあります。手入れがされていない空き家はなおさらです。また、不審者の侵入や放火などの犯罪を引き起こすことにもなります。

責任問われるかも…

瓦が落ちる、壁が崩れるなどして他人が怪我などをした場合は、空き家の所有者等の責任となり、損害賠償を問われることもあります。行政から指導などを受けることもあります。



空き家もきちんと管理しましょう

発行：山口県住宅課 市町担当課
編集：山口県ゆとりある住生活推進協議会

居住中から空き家になったことを考えておきましょう



住宅は、居住者の移転や世代交代で、空き家になることがあります。住む人がなくなった時にスムーズに継承していくためには、住んでいるときから、権利関係の確認や現状に合わせた登記の変更、相続などでの引き継ぎ方を早めに準備しておくことが望めます。

空き家になったら、早く対応することが重要です！

空き家を放っておくとかえってお金がかかる？

建物の劣化が進行すると、改修や修繕、雑草や害虫の除去、建物の補修などの費用が大きくなります。



空き家と賃貸住宅では、相続税ががちがう？

相続税は、評価額が基礎控除額を超えたらかかってくるが、空き家の状態より賃貸住宅にしていた方が、相続税を計算する際の評価額が低くなることもある。

空き家の放置が思わぬ損害を生むことに？

空き家を放置し、他人の生命や身体、財産に被害を与えた場合は、空き家の所有者等の責任となり、損害賠償を問われることもあります。また、行政から指導などを受ける、処分されることもあります。

住まなくなった家を売るなら…

マイナームを売った譲渡所得は3,000万円まで非課税ですが、住まなくなつて3年以上経過すると居住用財産として扱ってもらえず、課税されます。

空き家についての情報を知りたいときは

空き家情報サイト

空き家の適正な管理の方法や関連情報、市や町の空き家バンクサイトへのリンクなどの情報を掲載しています。

山口県住宅課

TEL:083-933-3883 (山口県住宅課 空き家)

空き家相談窓口

空き家を所有されている方に、空き家の適正な管理、活用 (賃貸・売却) 又は解体などの対応をアドバイスします。

きらめき住まいづくりセンター

TEL:083-932-6800 (きらめき住まい)

詳しくは裏面をご覧ください

所有されている家に

住まなくなったら、

適正な管理

そのままがいいけど、周りに迷惑かけたくない！



- ・通風・換気・通水
- ・ポストの整理
- ・外周の清掃、草取り
- ・屋根や外部まわりの点検 など

詳細は

現状を維持する場合は、定期的なメンテナンスが必要です。

- ・雨漏りなどを発見した場合は補修が必要です。放置すると構造材が腐朽するなど、急激に劣化するおそれがあります。
- ・遠方にお住まいなど、ご自身の管理が難しい場合は、空き家管理サービスを利用するのも1つの方法です。
- ・近隣との関係が良好だと、異常があった場合などの連絡や対応もやりやすいものです。



をご覧ください。

遠方や住む予定のないご実家等を

相続したら、

売却

誰かに使ってもらえたら家が喜ぶかも！



人が住んでいない住宅は早く傷みます。ご自身で住む予定がない場合は、人に住んでもらうことも考えましょう。

- ・住宅を売却や賃貸の場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。
- ・不動産業者が取り扱っていない山間部などでも、市や町の空き家バンクで売買や売却ができることがあります。
- ・将来の利用予定がある場合は、契約更新がない「定期借家契約」もあります。

親を呼び寄せて

実家が空き家になったら、

解体

まだ使えるかな？ 壊したほうがいいかな？



住宅を解体して土地を活かす方法もあります。

- ・家庭菜園
- ・駐車場
- ・墓地 など

・土地活用の可能性は、場所によって異なります。不動産業者や建築士等にお問い合わせください。

空き家や空き地がまちづくりに活かされている例もあります。



空き家

についてのご相談をお受けします。

市内には住宅 85,410 戸中、14,030 戸（16.4%）が空き家と推定されています。今後は 65 歳以上の高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の住宅も年々増加し、更に空き家が増加することが予測されます。

空き家も有効活用することで、貴重な資産に生まれ変わります。

◆空き家の適正管理・利活用、空き家の発生未然防止に関する相談をお受けします。

※各ふれあいセンターでも情報提供をお受けします。

空き家 110 番
住宅政策課

TEL 0836-34-8252
FAX 0836-22-6049

◆「住宅情報バンク」

空き家を賃貸・売却したい方と空き家を探している方をマッチングします。

宇部市内に空き家を所有されている方で、住宅情報バンクに物件の登録を希望される方は、物件登録申込書をご提出ください。

市職員が現地を確認し、市ホームページの中で空き家の情報発信を行います。

※住宅情報バンクで取り扱う個人情報については、あらかじめ同意を得ている場合のみ第三者に提供します。（宇部市住宅情報バンクの目的の範囲内でのみ使用させていただきます。）

※市は、情報提供の業務のみを行い、契約等については一切関与しません。

宇部市 住宅情報バンク

検索



移住定住推進課

TEL 0836-34-8480

◆空き家等の適正な管理は所有者等の責務です。

管理不全の建物や敷地は、周辺への住環境の悪影響や火災の発生源、犯罪の誘発につながるなど多くの問題を発生させます。



住宅の戸締りを行うとともに、敷地内の草木が繁茂しないようにしてください。

- 適正に管理されていない空き家等の所有者等に対して、法律や条例に基づき改善を図るよう助言・指導等を行います。
- 改善を図らず放置し続けている所有者等に対して、税制上の措置（固定資産税等の住宅用地特例の除外）を講ずる場合があります。

お知らせ

3 適切な管理・流通

(1) 基本的な考え方

空き家等及び除去した空き家等に係る跡地(以下「空き家等の跡地」という。)は、所有者等の財産であることはもちろん、地域においても活性化につながる有効な財産です。

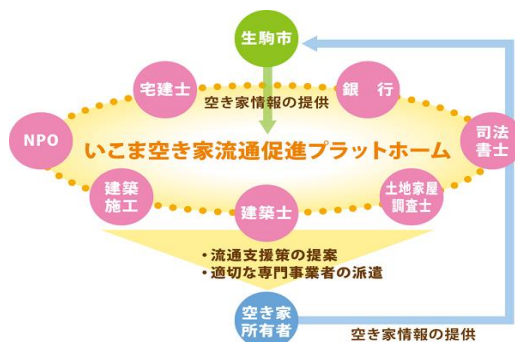
所有者等に対して、有効活用や市場流通を促すことにより、地域社会の活性化及びまちづくりにもつながります。

そこで、本市では、市内の空き家等及び空き家等の跡地に再び「人」と「価値」を呼び戻すことを目的に様々な取り組みを実施し、活用を促進します。

(2) 施策の展開

住宅の流通促進

- ① 中古住宅市場の活性化に向けた環境整備
 - ・住宅情報バンクによる空き家物件等の情報提供
 - ・賃貸住宅の管理運営に関する情報提供や相談の実施
- ② 0円物件サイトの情報提供 新
 - ・無償譲渡を希望する空き家所有者等への情報提供
- ③ 地域課題やニーズに応じた空き家の利活用
 - ・子育てや福祉サービス、地域コミュニティ等の地域ニーズと空き家所有者とのマッチング
 - ・空き家の活用方法を公募し、優れた提案に対し施設改修費等を補助
- ④ 空家等の流通促進を目的とするプラットフォームの構築 新
 - ・流通困難な空き家の流通促進を図るため、不動産、建築、法律、金融などの専門家による「プラットフォーム」の構築を進めていきます。



参考：生駒市の空き家流通促進
プラットフォーム

4 利活用

(1) 基本的な考え方

流通市場の活性化に向けた環境整備をはじめ、空き家の解体費用の助成や所有者と地域ニーズのマッチングによる利活用などにより、空き家等の跡地の活用を促進します。

(2) 施策の展開

① 流通市場の活性化に向けた環境整備

- ・所有者等による除却後の土地流通に関する業界団体・事業者等との連携

② 空き家の解体費用の助成及び除却した跡地の有効活用 新

- ・管理不全な空き家の解体に要する経費の一部を補助し、住宅新築や地域活性化、隣地所有者が行う空き家敷地との統合化に活用

③ 空き家利活用ガイドの作成 新

④ 市や地域団体による管理・活用

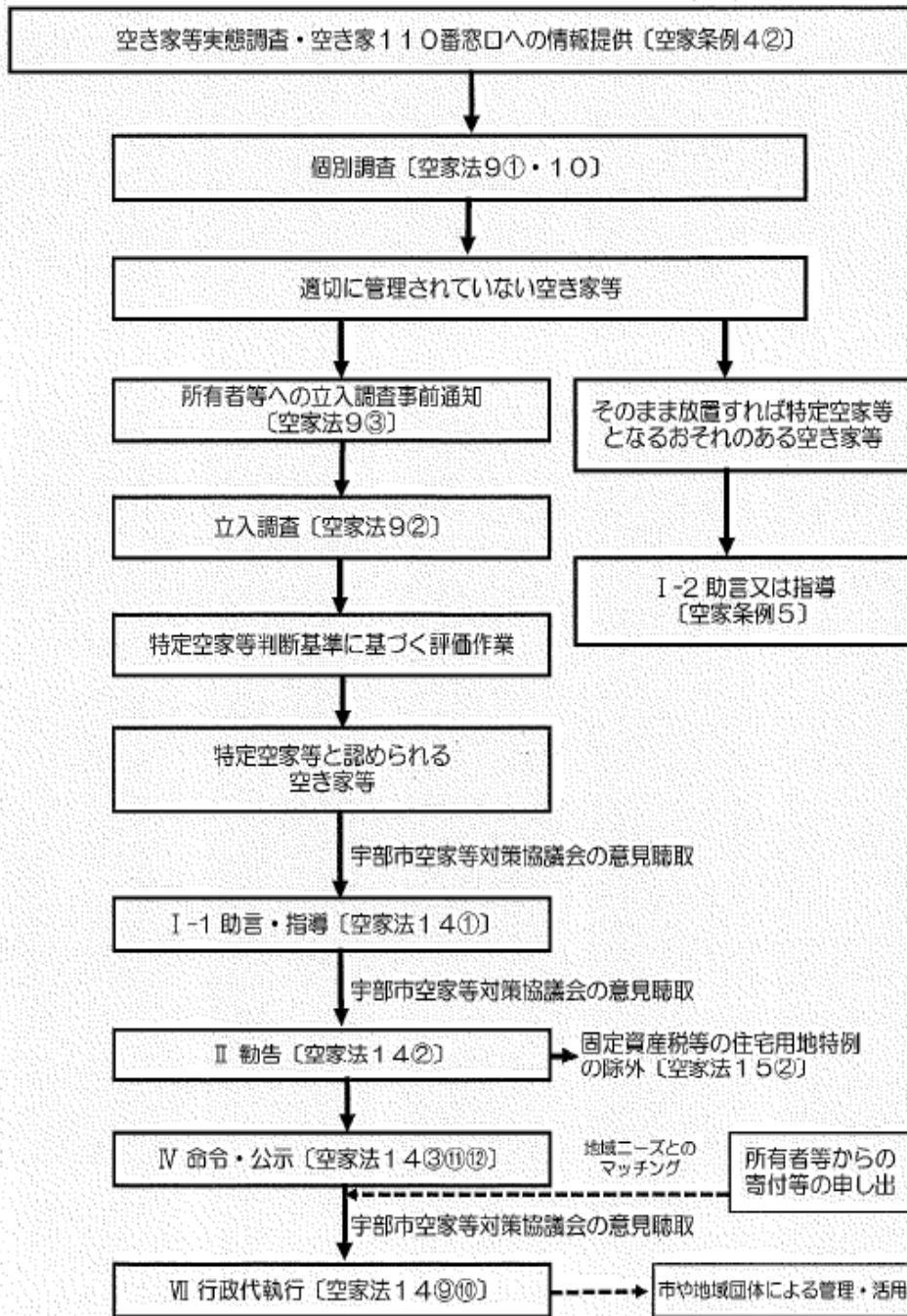
- ・行政代執行による除却を行うにあたり、所有者等から寄付等の申し出がある場合、地元自治会等の地域団体の地域ニーズとのマッチング
- ・所有者等不存在を理由とした略式代執行による除却後、家庭裁判所から選任された相続財産管理人から寄付等の申し出がある場合、地元自治会等の地域団体の地域ニーズとのマッチング

5 管理不全な空家等の対策

(1) 基本的な考え方

特定空家等（空家法第2条第2項及び第14条）及びそのまま放置すれば特定空家となるおそれのある空家等（空家条例第5条）については、次頁の宇部市空き家等対策フローチャート図（3-2）に沿って対応していきます。

宇部市空き家等対策フローチャート



図（3-2） 宇部市空き家等対策フローチャート

(2) 特定空家等の判断基準

① 特定空家等の定義

特定空家等は、空家法第2条第2項に次のように規定されています。

(定義)

第2条 略

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

その他、国が示した「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）の別紙1から別紙4に判断に際して参考となる基準が記載されています。

② 本市における特定空家等であるか否かの判断

情報提供等があった空き家等に対して、空家条例に基づき外観調査を行います。その際に、特定空家等と認める可能性がある場合は、空家法第9条第3項による通知のうち、同条第2項による立入調査を行い、特定空家等であるか否かの判断を行います。

特定空家等であるか否かの判断に際しては、空家法の定義やガイドライン、協議会の協議を経て定めた宇部市特定空家等判定調査票に基づき判断します。

なお、判断基準の変更が必要となった場合は、再度協議会での協議を経て変更します。

(3) 特定空家等に対する措置のながれ

措置の手順については、空家法第 14 条の規定に基づき、24 頁の図（3-2）のフローチャートに沿って「助言又は指導」、「勧告」、「命令」の順に実施します。

ア 「助言又は指導」及び「勧告」は所有者全員に対して、「命令」は正当な理由がなく「勧告」に係る措置を取らない所有者等に対して行い、所有者等の意思により改善を促します。

イ 「勧告」以降の措置については、協議会で措置の内容等を検討します。なお、1 月 1 日までに勧告を受けた特定空家等は、翌年度から住宅用地特例の対象から除外します。

ウ 「命令」を行った場合は、第三者への不測の損害を未然に防ぐため、現地に標識を設置するとともに、市広報やホームページ等で命令内容を公示します。

エ 「命令」を受けた者が履行しないとき、履行が不十分なとき又は定めた期限までに履行完了の見込みがないときは、代執行を行うことの妥当性について協議会の意見を聴いた上で、「代執行」を行います。また、「命令」する相手が判明しない場合は「略式代執行」を行います。

6 空家等対策の施策まとめ及び行動計画

対策の方向性	施策	施策の展開	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
情報収集	データベースの整備	実態調査の実施					↔
		データベースの整備	(研究)	↔			
発生抑制	空家等の予防対策の促進	地域や専門家団体等と連携した高齢者世帯への啓発	↔				
		終活サポートの機会を活用した出前講座の実施	↔				
		空き家発生時の早期の情報共有（自治会等との連携）	↔				
		住宅の耐震化に向けた支援	↔				
		不動産の相続や権利に関するセミナー、相談会の開催	↔				
		民間事業者と連携した空き家等管理の推進	↔				
		相続登記の推進	↔				
		空き家等所有者のニーズ調査の実施	↔				
	普及啓発	リーフレットや冊子を活用した意識啓発	↔				
		固定資産税等の納税通知書の送付に併せた空き家等関連情報の発信	↔				
		相続における税控除や住宅耐震化に係る支援制度の情報発信	↔				
適切な管理・流通	住宅の流通促進	中古住宅市場の活性化に向けた環境整備	↔				
		0円物件サイトの情報提供	↔				
		地域課題やニーズに応じた空き家の利活用	↔				
		空家等の流通促進を目的とするプラットフォームの構築	↔				
利活用	空き家等の跡地の活用促進	流通市場の活性化に向けた環境整備	↔				
		空き家の解体費用の助成及び除却した跡地の有効活用	↔				
		空き家利活用ガイドの作成	↔				
		市や地域団体による管理・活用	↔				
管理不全な空き家等の対策	空家法に基づく措置	特定空家等について、指導・助言、勧告、命令、行政代執行と法令に基づく措置	↔				

第5章 実施体制

1 実施体制

(1) 宇部市空家等対策協議会

法第7条第1項に規定する空家等対策協議会として、条例第7条第1項により、市の附属機関として、宇部市空家等対策協議会を設置しています。

協議会は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行います。

(2) 宇部市空家等対策委員会

空家等に関する対策を推進するため、関係する部署によって宇部市空家等対策委員会を設置しています。また、下部組織として幹事会を設置しています。

委員会は、空家等に関する対応又は措置に関する協議や空家等対策の推進に関することを、幹事会は、委員会が必要と認める事項の調査検討を行います。

(3) 空き家対策総合相談窓口（空き家110番）

空き家に関する多岐多様な相談に対応する総合相談窓口（空き家110番）を都市政策部住宅政策課及び市内24地区のふれあいセンターに設置し、空き家の情報収集や情報発信により迅速かつ適切に対応します。

2 関係部署・機関

(1) 関係部署

実施内容	担当部署
空き家対策全般に関すること	都市政策部 住宅政策課 TEL:0836-34-8252
空き家の適正管理に関すること	
・衛生上の適正管理に関すること	都市政策部 住宅政策課 TEL:0836-34-8252
・防犯上の適正管理に関すること	市民環境部 市民活動課 TEL:0836-34-8235
空き家の発生予防に関すること	
・発生予防に関する周知・啓発に関すること	都市政策部 住宅政策課 TEL:0836-34-8252
・木造住宅の無料耐震診断 ・木造住宅の耐震改修工事費用の助成	都市政策部 住宅政策課 TEL:0836-34-8252

<ul style="list-style-type: none"> ・住宅のリフォーム助成 ・木造住宅の除却補助 	
空き家の利活用に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家解体費用の補助 ・空き家セミナーの開催 	都市政策部 住宅政策課 TEL:0836-34-8252
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅情報バンク ・お試し居住 ・宇部市U I J ターン奨励助成金 	うべ移住・定住サポートセンター (総合政策部 移住定住推進課内) TEL:0836-34-8480
<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地空き家リフォーム費補助 ・中心市街地空き家リセット・活用費補助 ・中心市街地建物リノベーション改修費等補助 	都市政策部 中心市街地活性化推進課 TEL:0836-34-8468
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の利活用で地域活性化 	市民環境部 市民活動課 TEL:0836-34-8235
空き家等の課税に関すること	総務部 資産税課 TEL:0836-34-8195

(2) 関係機関

相談内容	設置者
土地・建物の相続登記、成年後見、相続財産管理人、家族信託に関すること	山口県司法書士会 TEL:083-924-5220
土地・建物の売買、賃貸等、管理又は有効利用に関すること	全日本不動産協会山口県本部 TEL:083-974-2103 山口県宅建協会宇部支部 TEL:0836-32-8188
土地・建物の表示に関する登記、境界の調査・確認に関すること	山口県土地家屋調査士会 TEL:083-922-5975
登記に関する相談	山口地方法務局宇部支局 TEL:0836-21-7211

(3) 空家等の流通促進を目的とするプラットホームの構築（再掲）

流通困難な空き家の流通促進を図るため、不動産、建築、法律、金融などの専門家による「プラットホーム」の構築を進めていきます。

第6章 その他

1 空家等対策計画の成果指標

本計画の達成度を図るため成果指標を設定します。

(1) 一戸建て空き家のうち、「賃貸・売却用」等以外の「その他の空き家」数

空き家は今後も増えていくことが予想される中、本計画に基づく対策を総合的かつ計画的に推進することで、総務省が実施する住宅・土地統計調査の一戸建て空き家のうち、賃貸・売却用等以外の「その他の空き家」数を増やさず、現状維持に努めます。

【指標】住宅・土地統計調査における一戸建て空き家のうち、「賃貸・売却用」等以外の「その他の空き家※」数		
	令和7年度	現状維持
(現状) 平成30年		令和7年度
2,277戸		2,277戸

※「その他の空き家」 賃貸・売却用等以外で長期にわたって人が居住していない住宅等

(2) 適切な管理がされていない空家等の改善率

空家等の増加に伴い、適切な管理がされていない空家等の増加も見込まれますが、適正な管理・流通や利活用促進に関する施策に取り組むことで、令和7年度に改善率を50%に上げることを目標とします。

【指標】適切な管理がされていない空家等の改善率（令和7年度）			50%
(現状)	平成27年～令和元年度の累計件数		改善率
苦情・相談件数	454件		29.5%
うち改善件数	134件		

※適切な管理がされていない空家等とは、苦情及び相談により把握した空家等のうち、建物の老朽化や雑草の繁茂などにより、地域住民の生活に影響を及ぼしており、空家法に基づき行政が改善に向け対応するもの。

改善率＝延べ改善件数／延べ苦情・相談対応件数

2 計画の検証と見直し

(1) 計画期間による見直しの時期

第1章 計画期間に記載のとおり、本計画の指標である住宅・土地統計調査は、令和5年に実施され、令和6年度に結果が公表される予定であることから、令和7年度に本計画の検証と見直しを行います。

(2) 随時の見直し

計画期間中であっても、法令や国の補助制度等の改正や社会情勢の変化等に合わせ、随時必要な見直しを行います。

(3) 宇部市空家等対策協議会の関わり

本計画を変更する際は、変更に関する協議を協議会において行ったうえで変更します。

(4) 公表

空家等対策計画を策定又は変更したときは、空家法第6条第3項に基づき、市ウェブサイトに掲載することなどにより公表します。

参考資料

○本市の空家等対策計画に係る施策一覧

本市の空家等対策計画に係る施策一覧

施策事業	事業の概要	空き家等対策の視点		
		発生抑制	適正管理	利活用
木造住宅の無料耐震診断	住宅の耐震化を促進するため、旧耐震基準で着工された居住中の一戸建て木造住宅の耐震診断を実施。 内容：耐震診断員を派遣する。	○		
木造住宅耐震改修工事費用助成	住宅の耐震化を促進するため、旧耐震基準で着工された耐震性のない居住中の一戸建て木造住宅について、耐震改修に必要な工事費用の一部を補助する。 補助金額：工事費の5分の4（上限100万円）	○		
住宅のリフォーム助成	健康・省エネ住宅の普及促進を図るため、住宅リフォーム工事費の一部を助成する。 助成金額：工事費の10分の1（上限10万円）	○		
木造住宅の除却補助	住宅の耐震化を促進するため、旧耐震基準で着工された耐震性のない居住中の一戸建て木造住宅の除却工事費用の一部を補助する。 補助金額：除却工事費の23%（上限50万円）	○		
空き家対策セミナー開催	空き家の有効活用について、市民とともに考えるセミナーを開催。 空き家対策セミナー、個別相談会	○	○	
出前講座開催	終活を考える出前講座を開催し、空き家の未然発生防止と適正管理を周知する。	○	○	
民間事業者との連携による空き家等の見守り・管理の推進	空き家・空き地の適正管理について、所有者に指導助言書を送付する際に、空き家等の見守り・管理を行っている民間事業者の情報を提供する。	○	○	

施策事業	事業の概要	空き家等対策の視点		
		発生抑制	適正管理	利活用
特定空き家等の認定・除却	調査や評価作業、空き家等対策協議会の意見聴取を行った後、特定空き家等に認定した空き家等の所有者に改善を促し、従わない場合に所定の手続きを経て、空き家等の除却を行う。		○	
空き家所有者等への普及啓発	空き家の所有者等に対し、固定資産税等の納税通知書送付時に「お知らせ文」を同封し、適正管理及び利活用の普及啓発を図る。		○	○
お試し居住	本市への移住をお考えの方に、一定期間「うべ暮らし」をお試しいただく、お試し居住を実施する。			○
宇部市 UIJ ターン奨励助成金	本市への移住を促進するため、市外から市内への転入の際に必要な経費の一部を助成する。 ① 引越助成金：引越業者に支払った費用の2分の1（上限5万円） ② 仲介手数料助成金：宅建業者に支払った仲介手数料の2分の1（上限3万5千円） ③ 中古住宅購入助成金：不動産所有者に支払った中古住宅購入費用（基準額20万円）			○
住宅情報バンク	空き家の所有者の方が住宅情報バンクへ登録をされた物件や宅地建物取引業者が取り扱っている物件を、ホームページ等に掲載し、住宅を探している方に情報提供する。			○
共創のまちづくり推進事業助成金（令和3年度事業休止）	地域活性化のための空き家の活用方法を公募し、優れた提案に対し、施設改修等に必要の費用の一部に助成金を交付する。 助成金額：助成対象工事等に必要の費用の2分の1（上限150万円）			○

施策事業	事業の概要	空き家等対策の視点		
		発生抑制	適正管理	利活用
中心市街地空き家リセット・活用費補助	中心市街地内で、所有する空き家の解体後、同一敷地内に新たに住宅を建設する方に、空き家の解体経費の一部を補助する。 補助金額：空き家の解体に要する経費の3分の1（上限50万円）			○
空き家解体費用補助	宇部市立地適正化計画に定める居住誘導区域内において、管理不全な空き家の解体に要する経費の一部を補助する。 ① 地域活性化事業：空き家の解体に要する経費の2分の1（上限50万円） ② 住宅新築事業：空き家の解体に要する経費の3分の1（上限30万円）			○
空き家流通促進プラットホームの構築	流通困難な空き家の流通促進を図るため、専門家によるプラットホームの構築を検討する。			○